破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第５８０号

岡山県玉野市槌ケ原1098番地３

債務者　吉田　英文

1　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　安田　　寛

4　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午前11時15分

6　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７２９号

神奈川県平塚市万田373―27　呉羽博方、住民票上の住所神奈川県平塚市城所1299番地の12

債務者　呉羽　将仁

1　決定年月日時　平成30年１月30日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　貝原　吉記

4　破産債権の届出期間　平成30年３月12日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午前10時

6　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２３１号

青森県上北郡七戸町字後平150番地200

債務者　高田　輝寿

1　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　鈴木　陽大

4　破産債権の届出期間　平成30年３月５日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１９号

神奈川県小田原市曽比3220番地の１　サンハイツ202

債務者　高橋　裕一

1　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大森　　淳

4　破産債権の届出期間　平成30年３月12日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月８日午後１時40分

6　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２０号

神奈川県南足柄市苅野192番地

債務者　高橋惠美子

1　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大森　　淳

4　破産債権の届出期間　平成30年３月12日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月８日午後１時40分

6　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３６１号

愛知県犬山市松本町２丁目111番地２

債務者　なすびこと　安藤　昌宏

1　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　福谷　朋子

4　破産債権の届出期間　平成30年３月７日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月11日午前10時45分

6　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第４号

釧路市南大通４丁目２番４号

債務者　千葉　國史

1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　藤川　拓也

4　破産債権の届出期間　平成30年４月27日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月９日午後２時20分

6　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１７号

金沢市押野２丁目43番地、従前の住所金沢市高畠３丁目158番地（従々前の住所）金沢市玉鉾２丁目422番地

債務者　新屋紗矢香（旧姓小田・能村）

1　決定年月日時　平成30年２月１日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岡峰　聡一

4　破産債権の届出期間　平成30年３月５日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月11日午前11時30分

6　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２３５号

東京都豊島区要町３丁目22―８―203

債務者　小滝　悠香

1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　酒井　広志

4　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月22日午前10時

6　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４３号

東京都荒川区南千住６丁目40―１―403

債務者　江頭　友美

1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　安則　亮介

4　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月22日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７０号

東京都墨田区八広４丁目38―13―801

債務者　兼松　利行

1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　布施　明正

4　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月22日午前11時

6　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９６号

東京都立川市上砂町５―９―15―301号、住民票上の住所東京都立川市砂川町２丁目65―１　ドラゴンマンション立川弐番館101

債務者　長江　寿直

1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岡田　奉典

4　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月22日午前10時

6　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２３号

東京都足立区入谷２丁目２―３―201

債務者　桒原　重実（旧姓戸田）

1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高橋　美和

4　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月22日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３４８号

東京都足立区千住宮元町32―３

債務者　高村　淳子

1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　津島　一登

4　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年３月22日午前10時

6　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
東京地方裁判所民事第20部